

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公表番号】特表2006-518310(P2006-518310A)

【公表日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2006-031

【出願番号】特願2006-500185(P2006-500185)

【国際特許分類】

B 6 5 B 9/15 (2006.01)

【F I】

B 6 5 B 9/15

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月8日(2006.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シールステーションへ供給されるように構成される薄膜管を含み、シールステーションは使用により、管の幅全体にシールを適用し、離間した2個のシール間において管内に空気を封じ込めるように構成されており、空気は管の開放端から管を通り、離間した2個のシール間で封じ込められるように供給されるエアバッグ製造装置であって、
管は管の軸方向範囲においてしわが寄せられるように構成されている装置。

【請求項2】

管は供給ステーションからシールステーションへ供給されるように構成され、供給ステーションは管を通る通路を維持するように構成される請求項1に記載の装置。

【請求項3】

離間した2個のシール間に閉じ込められる空気は、しわが寄せられた管の全長に沿って管の中に何物もない状態で、管の内壁を通過するように構成される請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

供給ステーションは中空部材を含み、管は中空部材の周囲に配置される請求項2または3に記載の装置。

【請求項5】

離間した2個のシール間に封じ込められる空気は、中空部材の内部を通過するように構成される請求項4に記載の装置。

【請求項6】

離間した2個のシール間に封じ込められる空気は、管の露出内壁の上方の、管の内部を通過するように構成される請求項1乃至5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】

管にしわを寄せる間に引き起こされる圧縮によってのみ管の全長にわたる開口を維持することにより、しわが寄せられた管は開口を維持するように構成される請求項1乃至6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項8】

供給ステーションは装置に取り外し可能に取り付けられる請求項2および請求項2のいずれかの従属項に記載の装置。

【請求項 9】

薄膜管は伸張機を越えて通過するように構成され、伸張機は、管を横断する方向であってシールステーションによりシールが形成される方向の寸法が、シールを横断する方向の寸法よりも大きい請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

シールステーションの操作頻度は調節可能である請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 11】

シールステーションを通過する管の送り速度は調節可能である請求項 1 乃至 10 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 12】

離間する 2 個のシール間において管に封じ込められる空気はファンにより供給される請求項 1 乃至 11 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 13】

袋が形成される管の一端から管を通りシールステーションを通過するように空気を管へ供給する工程と、シールステーションにより管を横切る方向にシールをもたらす工程とを含む空気収容袋の形成方法であって、

管の軸方向範囲においてしわが寄せられた状態で、管を介して空気を通過させる工程をさらに含む方法。

【請求項 14】

機械に管を装着した時に、管を、伸張機を越えて通過させる工程と、管により伸張機を支持する工程とを含む請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】

所定長さの袋に入れられる空気量を変更する工程を含む請求項 13 または 14 に記載の方法。

【請求項 16】

請求項 1 乃至 12 のいずれか一項に記載の薄膜管が用いられる場合の、薄膜管を備えるカートリッジ。

【請求項 17】

エアバッグが形成される長手状管を含み、管はその全長中に通路を含み、使用においてエアバッグ内に空気を含むように空気は通路を通過させられる、使用においてエアバッグに形成されるカートリッジであって、

管はその長手軸に沿ってしわが寄せられており、しわが寄せられた薄膜の全長は伸張させられた薄膜の全長よりも短いカートリッジ。

【請求項 18】

薄膜管は薄膜管の容器の少なくとも一端から離れている請求項 17 に記載のカートリッジ。

【請求項 19】

管の中に延在する長手状部材を含み、空気は長手状部材内を流通するように構成される請求項 17 または 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 20】

エアバッグ内に空気を含むように、管を介して、空気を通過させる工程を備えるエアバッグの製造において、長手軸方向においてしわが寄せられる長手状の管を備えるカートリッジの使用。